

参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

第十四条

五 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

(略)

法第七条第五項第四号

イ 成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。